

令和4年5月26日

学生サービス課

令和4年6月以降の課外活動における対応について (更新)

令和3年10月以降、東京都への緊急事態宣言の解除に伴い、本学における課外活動は10月7日開催のサークルリーダーシップ研修会の参加及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底を条件に、大学が各団体の状況を確認の上、個別に対面での活動再開を許可してきました。

東京都では令和4年3月21日に「まん延防止等重点措置」解除されてから本日まで、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者の報告が減少してきたことから、今後の活動における対応について、緩和することを以下のとおり、各課外活動団体及び顧問教員へ周知します。

記

1. 課外活動における方針

- (1) 引き続き、「課外活動における新型コロナウイルス感染防止対策指針」を遵守すること。また、課外活動前後の会食は絶対に行わないこと。
- (2) 部室使用については、必ず定員を遵守し、部室及び課外活動施設においては、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開し十分な換気を徹底すること。
- (3) 活動時間：22時には大学（学外の施設を含む）を退出のうえ、速やかに帰宅すること。
- (4) 活動人数の上限は設けない。
- (5) 学外者の入構制限期間中は、学内での対外試合等は許可しない。
- (6) 試合、試乗会、採取及び博物館の見学等の通常時と異なる活動については、2週間前までに顧問教員を通じて担当係へ必要書類を揃えて相談すること。
- (7) 対外試合、行事参加等で宿泊を伴う活動については、2週間前までに顧問教員を通じて担当係へ必要書類を揃えて相談すること。なお、合宿等については、当面の間、現状と同様に不可とする。
- (8) 対面での活動再開をまだ許可されていない団体は、指針に基づき担当係へ必要書類を提出して確認を受けなければ、活動を再開することはできない。（引き続き、オンラインで活動を行う場合は、提出不要。）
- (9) 課外活動のうち感染リスクの高い活動※1は、できるだけ、感染防止対策を行い感染のリスクを避けること。

なお、特別なことを行う場合 (6) 又は (7) には、全員検査※2を指示することがある。

(ワクチン検査パッケージは、不可)

※1 感染リスクの高い活動とは

- ・学生同士が組み合うことが主体となる活動
- ・身体接触を伴う活動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動（音楽系の課外活動団体でマスクを外すことがある場合）をいう。

※2 全員検査の実施とは

- ・活動に参加する全員のPCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）検査結果の確認を行う。なお、検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内とする。
- ・PCR検査等を受検することができない場合には、抗原定性検査も利用可能とする。検査結果の有効期限は、検査日より1日以内とする。
- ・結果通知書等により検査結果が「陰性」であることを確認すること。陰性証明証等を撮影した画像や写し等の確認でも可とする。
なお、陰性証明書等は必ず保管し、必要に応じて即時担当係に提出できるようにしておくこと。

2. その他

- (1) ワクチン接種済や検査結果が陰性であった場合でも、引き続き感染予防対策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気、**ワクチン接種**等）を徹底してください。
- (2) 大学の施設を使用後に、消灯忘れ、用具のしまい忘れ等が目立ちます。片付け等のため部員以外の者が対応せざるを得ない場合があるため、感染リスク軽減の観点からもこのようなことがないように各団体内で、周知・徹底してください。
- (3) 通常と異なる活動や対応に迷うような場合は、早めに担当係へ相談してください。

3. 通常と異なる活動実施前の提出書類

- (1) 大会に参加する場合は、以下の4点セットを提出してください。
 - ① 対外試合・大会参加届
 - ② 大会要項または企画書（自作可）
 - ③ 大会の感染防止対策ガイドラインまたは該当する活動のガイドライン
 - ④ 部独自の感染防止対策
- (2) イベント、新入生体験会、新入生勧誘会等を実施する場合は、「課外活動団体行事等申請書」を提出してください。
- (3) **対外試合、行事参加等で宿泊を伴う活動を実施する場合は、「合宿研修施設・合宿願」を提出してください。**

【担当係】

品川キャンパス・学生サービス課学生生活係

メールアドレス：g-gaku(at)o.kaiyodai.ac.jp

越中島キャンパス・越中島地区学生支援係

メールアドレス：e-gaku(at)o.kaiyodai.ac.jp

※メールを送信する際には(at)を@に変えて下さい。